

令和8年度

令和8年度福祉局低濃度ポリ塩化ビフェニル
(PCB)廃棄物収集運搬及び処分業務委託

仕 様 書

委 託 期 限	令和8年12月28日
---------	------------

大 阪 市 福 祉 局 生 活 福 祉 部 保 護 課

業 務 委 託 仕 様 書

1 案件名称

令和 8 年度福祉局低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬及び処分業務委託

2 案件概要

本案件は、発注者が指示する収集場所から低濃度ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物（以下「低濃度 P C B 廃棄物」という。）を収集したのち、受注者が所有する処理施設まで運搬後、処分（無害化処理）までの関係業務を行い、発注者に業務終了の報告を行うまでを範囲とする。

3 関係法令の遵守

業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）、
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「低濃度 P C B 廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）」、「微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（洗浄処理編）」、「搬出困難な微量 P C B 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」及び「低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」、その他関係法令等を遵守すること。また、万が一契約解除に至る事由が発生した場合における未処理の低濃度 P C B 廃棄物の取扱いについては、上記法令等に基づき、別途発注者の指示により受注者が適正に処理及び保管等を行い、速やかに発注者に引き渡すものとする。

4 低濃度 P C B 廃棄物の保管場所

救護施設 淀川寮 1 階階段下物置

（大阪市東淀川区大桐 4－3－2 4）（別紙1-1、2参照）

5 履行期限

契約締結日から令和8年12月28日までとする。

期限内に産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の登録を含む。

6 事業担当

大阪市福祉局生活福祉部保護課施設グループ

大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 2 階

7 業務の対象となる低濃度 P C B 廃棄物の種類、内容及び保管状況

別紙 1－2，3 のとおり。

8 業務内容

（1）収集（搬出）・運搬

1）受注者は、発注者が用意した保管容器に収納された処分対象のコンデンサを、受注者が用意する保管容器へ移し替えたうえで搬出するものとする。

2）発注者が保管する施設から搬出し、運搬用車両により受注者の処理施設まで運搬し、積み

降ろしを行う。なお、収集運搬過程において、低濃度 P C B 廃棄物の積替えは行わないものとする。

3) 運搬の実績確認はマニフェストにより行う。

(2) 処分

1) 低濃度 P C B 廃棄物を焼却、洗浄等にて無害化処理を行い、機器筐体のほか汚染ウエス類を含む全てを再生資源化もしくは最終処分すること。

2) 処分の実績確認はマニフェストにより行う。

(3) 業務終了報告受注者は、当該特別管理産業廃棄物の収集運搬、処分の業務が終了した後、直ちに作業内容を記録した写真とともに業務報告書を 1 部作成し、提出すること。ただし、業務報告書の作成については、マニフェストで代えることができる。

(注) 「作業写真」については、別紙 2 「作業写真撮影要領」に基づき、作成すること。

9 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された低濃度 P C B 廃棄物の積替え保管を行わないものとする。

10 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

(1) 低濃度 P C B 廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

(2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、低濃度 P C B 廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び低濃度 P C B 廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて低濃度 P C B 廃棄物の処理を行うこと。

(3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。

(4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと

11 作業実施上の留意遵守事項

(1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。

(2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。

(3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。

(4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう養生を行うなど必要な措置を講じること。

(5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

1 2 提出書類

別紙 3 「提出書類一覧表」のとおり

1 3 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

1 4 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

1 5 適正処理に必要な情報

発注者は、低濃度PCB廃棄物の適正な処理のため必要な次の情報を受注者に提供する。

- (1) 低濃度PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

- (2) 通常の保管状況の下での腐食、低濃度PCB廃棄物の性状の変化に関する事項

- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) その他低濃度PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項また、発注者は受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。

1.6 委託契約を解除した場合の処分されない低濃度PCB廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた低濃度PCB廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その低濃度PCB廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている低濃度PCB廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある低濃度PCB廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の低濃度PCB廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

1.7 その他

- (1) 本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。
- (2) 受注者は、見積に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり疑問が生じたときは、発注者の指示を受けること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、受注者と発注者で協議するものとする。
- (5) 業務責任者は、契約後速やかに実施方法、実施時期等について本市監督員との打合せを行い、必要な手続きを進めること。
- (6) 本業務に関する法令、条例及び規則等を遵守し、諸官公庁の手続きが必要な場合は遅滞なく受注者の費用で行うものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、受注者は事故防止に十分注意し、事故が発生した場合は、一切の責任を負うこと。
- (8) 低濃度PCB廃棄物保管場所へのアプローチの方法、搬出経路、作業時間帯、重機等の駐車

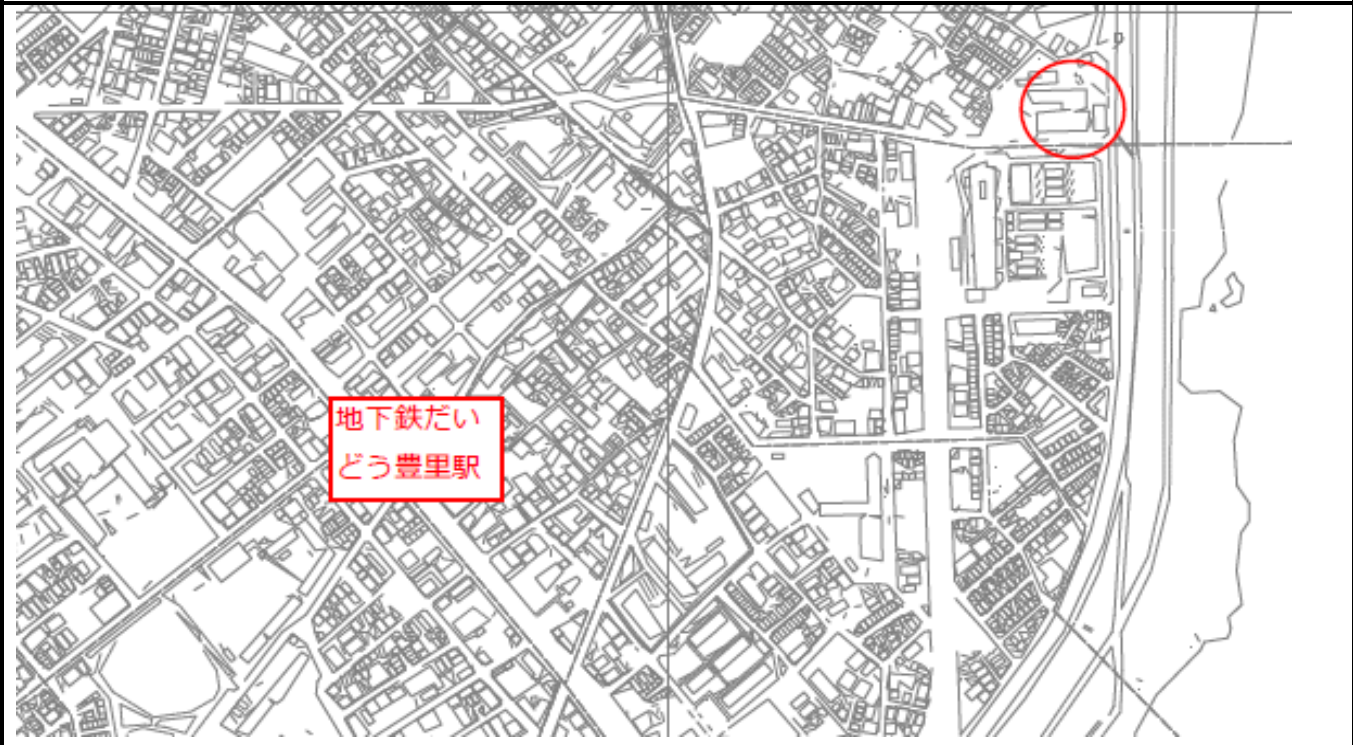
場所及び駐車時間帯などについては、事前に本市監督員と協議のうえ詳細を決定するものとする

(9) 本市担当（松本、安間）

福祉局生活福祉部保護課施設グループ TEL(06)-6208-8024

財産名称	救護施設淀川寮	所在地 (住居表示)	東淀川区大桐4丁目5番8 (東淀川区大桐4丁目3番24号)
------	---------	---------------	----------------------------------

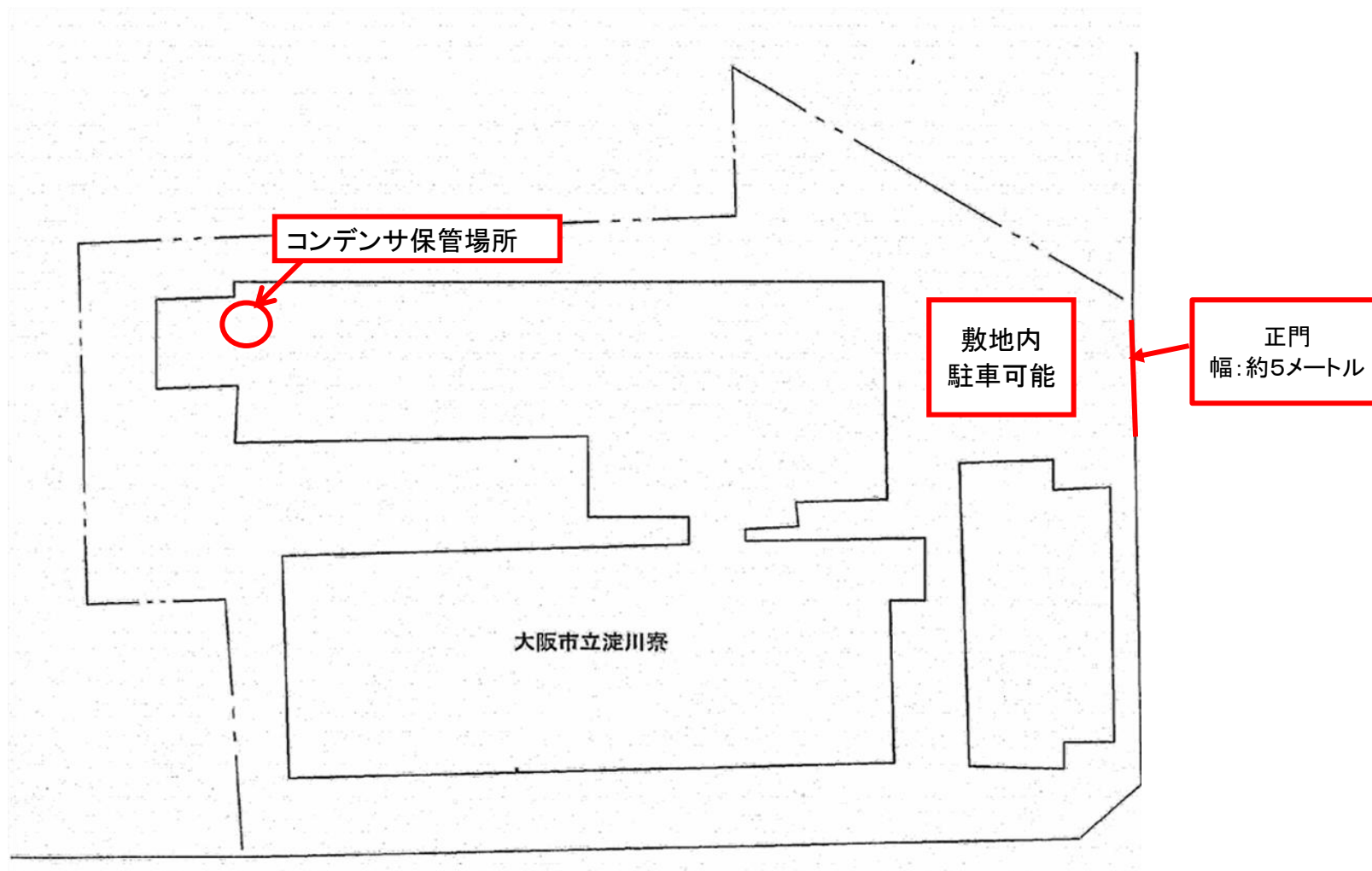
位 置 図



拡 大 図

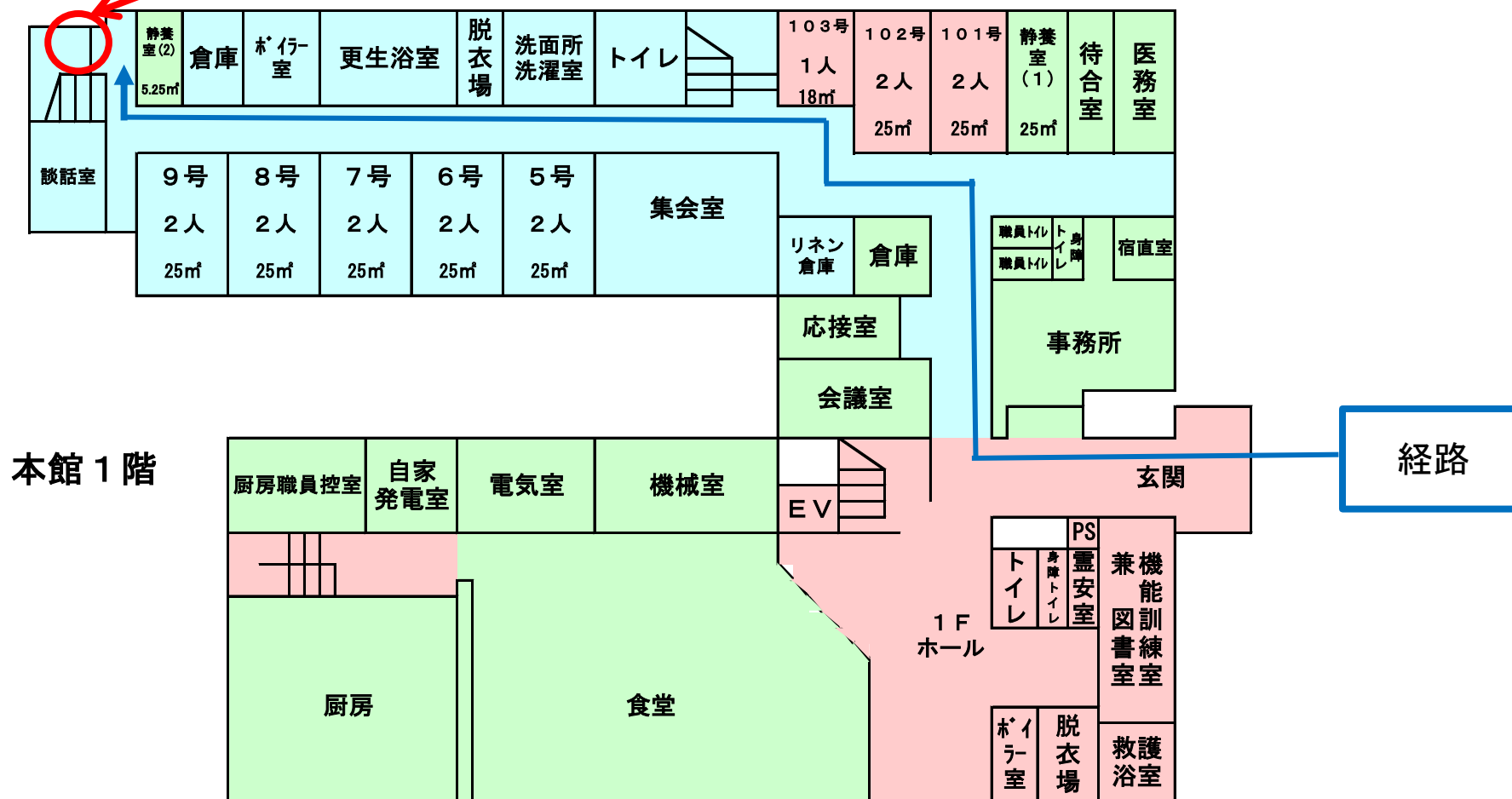


【配置図】



【本館平面図】

階段下収納に、コンデンサ10個入りの箱を保管している。





保管場所：大阪市東淀川区大桐4-3-24

メーカー	型番	製造年	容量 (μF)	全幅 (cm)	全高 (cm)	全奥行 (cm)	重さ (g)	個数	写真
ニチコン	BS201201AC3	1989	200	17	14	8	1,600	1	
ニチコン	SH BS20110ITYY0031	1993	100	10	12	6	520	1	
ニチコン	NP-A241	1985	75	10	14	6	600	2	
ニチコン	NP-A21	1977	10	6	8	5	265	1	
東芝	TLF-E2150KP	1978	150	13	24	7	1,940	1	
東芝	TLF-N2040T	1986	40	11	9	4	340	4	

作業写真撮影要領

この要領は、仕様書に記載されている「作業写真」に関する撮影方法等を示したものであり、受注者はこの要領に従い実施すること。仕様書本文と相違がある場合は、仕様書本文を優先する。

撮影の目的

写真撮影の目的は、仕様書に記載の業務内容、すなわち点検、整備あるいは部品交換等が実施されたことを後日第三者に証明することである。契約書に基づく検査時に検査職員が確認できるようでなければならない。作業時に監督職員が立ち会っていたとしても写真撮影を省略することはできない。

全般事項

- ①写真はカラーとし、鮮明に撮影する。
- ②大きさは 83mm×117mm 以上とする。
- ③撮影時に、業務名称、作業内容(点検内容、整備内容、交換部品名等)、作業日、受注者名を記した黒板、白板あるいはパネル等(以下、「黒板等」という。)を写しこむこと。ただし、高所作業や狭あい箇所等で黒板等を写しこむことが危険な場合や、撮影対象物が遠方で焦点が合わない場合等は、写真帳の説明欄に記載することで代えることを可とする。

(黒板等の表記例)

業務名称	〇〇スポーツセンター〇〇整備業務委託
作業内容	〇〇バルブ交換 既設取付け状態
作業日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
受注者名	〇〇〇〇株式会社

- ④写真だけでは位置、方向が不明確な場合は、黒板等の「作業内容」欄に適宜記載すること。
(例:2階便所前パイプスペース内／電動弁を下方向から撮影)
- ⑤長さや深さを示す必要がある場合は、スケールをあてた状態で、そのスケールの数値が鮮明に見えるよう撮影すること。
- ⑥撮影自体が困難な場合は、当該作業を実施する前に監督職員へ申し出ること。

デジタルカメラによる撮影について

- ①画素数は鮮明度を損なわないものとする。
- ②撮影直後に構図や焦点が適正かを確認する。
- ③画像データを CD-R に記録して提出する。CD-R のレーベルに、「業務名称」、「作成年月」、「受注者名」、「何枚目／総枚数」を記載する。画像のファイル形式は JPEG とする。

フィルムによる撮影について

- ①撮影後速やかに現像、焼付を行う。
- ②ネガを提出する。

具体的な撮影対象の例(典型的な例を示したものであり、これらに限定するという意味ではありません。)

- ①点検作業
 - ・点検作業中を撮影。点検している対象物及び作業中であることが明確となるよう撮影する。
 - ・法令(労働安全衛生法等)に違反するような状態で作業を行わないこと。
- ②整備作業
 - ・整備作業中を撮影。整備内容及び作業中であることが明確となるよう撮影する。

・法令(労働安全衛生法等)に違反するような状態で作業を行わないこと。

③部品交換

- ・交換前の旧品(既設)の取付け状態を撮影する。
- ・取りはずした旧品と新品を並べて撮影する。(旧品、新品の区別を明示する)
- ・交換後の新品の取付け状態を撮影する。(旧品の取付け状態撮影時と同等の角度、倍率で)
- ・新品本体に型番の表記があれば写しこむ。(本体に表記がない場合は型番が記載された梱包ケース等を撮影する)

④施工後の状態では容易に確認できないもの

- ・配管、バルブ、ダクトは保温前に撮影する。
- ・地中埋設部分は埋設前に撮影する。

⑤気密試験

- ・開始時及び終了時の圧力計及び時計の数値が鮮明に見えるよう撮影する。(開始時と終了時は同等の角度、倍率で)

⑥不良箇所

- ・仕様書での点検範囲または仕様書の修繕・整備対象範囲外で不良箇所が発見された場合は当該箇所を撮影する。(仕様書に記載の場合)

⑦産業廃棄物処分

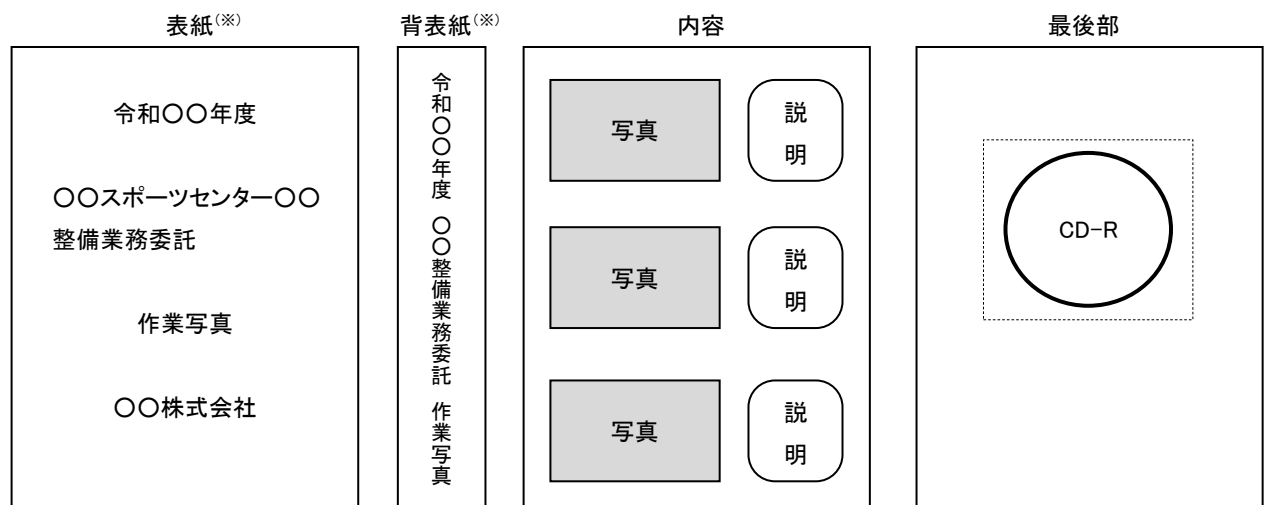
- ・収集・運搬車に積み込んだ状態、または自社の集積場所に置いた状態を撮影する。(監督職員の指示に従うこと)

⑧その他

- ・履行場所だけでなく、工場へ持ち帰って作業した場合も撮影する。
- ・試運転調整や自社検査中の状況も撮影する。
- ・監督職員より特に撮影するよう指示を受けたものを撮影する。

撮影した写真の整理

- ①A4の大きさの写真帳を作成、または業務報告書の中に綴じる。
- ②写真は片面に3枚を収めることを基本とする。
- ③写真プリントしたものは脱落しないようにする。
- ④デジタルカメラで撮影した場合は、印刷したものでも写真プリントしたものでも可とする。
- ⑤写真は作業内容ごとまたは作業日順に並べる。
- ⑥CD-Rは、最後部にポケットを設け脱落しないよう収納する。
- ⑦写真帳の場合、厚さが概ね1cm以上となる場合は背表紙を設ける。



(※)写真帳を作成する場合の記載例

提出書類一覧表

- ・下記様式以外は、受注者の標準書式とする。
- ・提出先は、監督職員とする。

	書類名	書式 番号	提出部数	提出時期	備考
1	業務着手届	1	1部	契約後すぐ	
2	業務責任者通知書	2	1部	契約後すぐ	
3	業務担当者届	3	1部	契約後すぐ	
4	業務工程表	4	1部	契約締結後 14日以内	別紙の様式は自由
5	業務責任者変更通知書	5	1部	変更後速やかに	変更があった場合のみ提出
6	業務担当者変更届	6	1部	変更後速やかに	変更があった場合のみ提出
7	業務完了届	7	1部	業務完了時	
8	請求書	8	1部	業務完了時	

(書式-1)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 住 所
社 名
代表者名又は氏名

下記のとおりお届けします。

記

委託名称 _____

着 手 令和 年 月 日

契 約 令和 年 月 日

期 限 令和 年 月 日

(書式-2)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 住 所
社 名
代表者名又は氏名

業務責任者通知書

業務委託契約書第19条の規定に基づき、下記のとおり業務責任者を通知します。

委 託 名 称 _____

記

業 務 責 任 者 (氏名) _____

業務責任者の経歴

発注者	受注年度	業務委託名称

法令等による免許の名称	取得日

(書式-3)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地
受注者 社 名
代表者名又は氏名

業 務 担 当 者 届

下記のとおり業務担当者を定めましたので届出します。

記

委託名称

業務場所

業務担当者

氏 名	年 齢	資 格	当社勤務 年数	経験年数	担当業務	担当職務等
						業務責任者

(書式-4)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地
受注者 社 名
代表者名又は氏名

業 務 工 程 表

下記のとおりお届けします。

記

委 託 名 称

業 務 場 所

業務予定日

業 務 工 程 表

契 約 番 号	第 号																																																																																																																												
業 務 名 称																																																																																																																													
履 行 期 間	自： 令和 年 月 日																																																		至： 令和 年 月 日																																																																										
業務内容	年月日																																																																																																																												
	30日																									60日																									90日																									120日																									150日																								
業務打合せ・準備																																																																																																																													
事前協議																																																																																																																													
PCB検体採取																																																																																																																													
PCB検体分析																																																																																																																													
報告書類作成																																																																																																																													

(書式-5)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 住 所
社 名
代表者名又は氏名

業務責任者変更通知書

令和 年 月 日付けをもって業務責任者を変更しましたので、業務委託契約書第19条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

委 託 名 称 _____

記

業 務 責 任 者 変更前 (氏名) _____

変更後 (氏名) _____

変 更 理 由 _____

業務責任者の経歴

発注者	受注年度	業務委託名称

法令等による免許の名称	取得日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

(書式-6)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地
受注者 社 名
代表者名又は氏名

業 務 担 当 者 変 更 届

下記のとおり業務担当者を変更しましたので届出します。

記

委託名称

業務場所

業務担当者

氏 名	年 齢	資 格	当社勤務 年数	経験年数	担当業務	担当職務等
						業務責任者

(書式-7)

監督職員	補助する職員	
	係長	係員

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所
受注者 社名
代表者名又は氏名

下記のとおり届けます。

記

委託名称 _____

契約番号 第 号

完 了 令和 年 月 日

契 約 令和 年 月 日

期 限 令和 年 月 日

請 求 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住所又は事務所所在地
受注者 商 号 又 は 名 称
氏 名 又 は 代 表 者 氏 名

次のとおり請求します。

金 額	円 也
内 容	

(注) 1 金額の前には必ず¥を付けてください。

☐ 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債 権 者 番 号		指 定 口 座	
-----------	--	---------	--

(注) 2 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☐ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名 称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			

本市記入欄

印影等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	☐ 歳出	☐ 歳入
	☐ 歳計外	☐ 基金

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- ### 2 誓約書の提出について
- 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ の 他 特 記 仕 様 書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。